

労働条件の確保・改善のために 労働基準局総務課長補佐 松本 圭

労働基準局とは

社会・経済の構造的変化、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加など、企業や労働者を取り巻く環境が変化していますが、そうした中で、労働基準局は賃金や労働時間といった最も基本的な労働条件の確保・改善対策の推進等に重点をおいて施策を展開しています。

賃金不払い、労働条件の引下げ、会社都合による解雇等、労働基準関係法令の違反に関する申告が数多く寄せられており、またいわゆるサービス残業や長時間労働も社会問題となっています。このような状況のもと、労働者が適正な労働条件の下で安心して安全に働くことができるようにすることが労働基準局の役割です。

これらを実現するため、労働基準行政機関として、都道府県労働局及び労働基準監督署が設置されており、



●向かって右が筆者

労働条件の確保・改善を図るため、事業場に対して監督指導を行っています。

適正な労働条件の確保

労働基準局では、労働者の労働条

件の確保を図ることにより心身ともに健康でゆとりある生活を実現することを基本的な使命としており、労働基準関係法令に定められている労働者の最低労働条件を確保することはもとより、長時間労働の抑制など社会問題となっている課題の解決に取り組んでいます。

未払賃金の立替払事業

企業倒産により賃金の支払が受けられない労働者を救済するため、国が事業主に代わって未払賃金のうち一定の範囲を労働者に立替払する事業を行っています。賃金は労働者の生活の糧であることから、今後も迅速かつ適切な対応を行っていくこととしています。



●事業場における監督の様子



●労働保険適用促進月間ポスター

労働保険の適用促進及び保険料の適正徴収

労災保険・雇用保険の給付、各種の社会復帰促進等事業、雇用安定事業、能力開発事業の財源となる労働保険の保険料を公正かつ適正に徴収するため、労働保険の年度更新時や毎年10月の「労働保険適用促進月間」において、労働保険制度の周知徹底、労働保険未手続事業の解消等を目指しています。

<労働基準監督官の仕事>

労働基準監督官は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務としています。

具体的には関係法令に基づき、次のような業務を行っています。

「臨検監督」

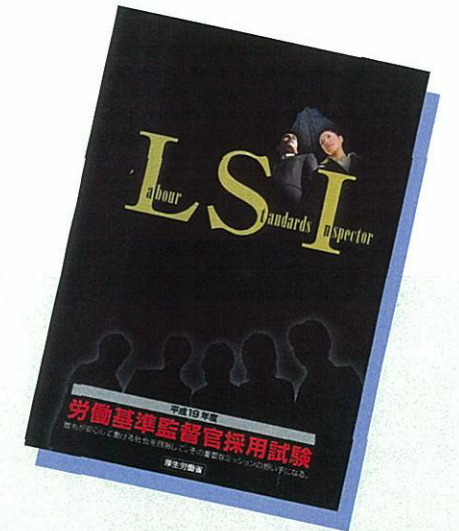
労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的あるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場等に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行い、法律違反が認められた場合には事業主などに対しその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用禁止を命ずる行政処分を行います。

「司法警察事務」

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法律に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき特別司法警察職員として犯罪捜査を行い検察庁に送検します。

「災害調査」

工場や工事現場などにおいて重篤な労働災害が発生した場合、直ちに発現場に赴いて災害の発生状況やその原因などについて調査し、再発防止について必要な指導を行います。



●労働基準監督官採用試験ポスター

労働契約法案(平成19年通常国会提出)の概要

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整える。

